## 報告第8号

専決処分した事件の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成20年5月27日

提出者 足立区長 近藤弥生

## 損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決定額	相	手	方	事件の概要
平成20年5月7日	635, 250円				平成20年3月15日午後2時30分
					及び午後3時頃、中学
					校校庭で同校野球部の活動中
					に、打球が高さ約10メートル
					の防球ネットを越え、同校と
					幅6メートルの区道を挟んで
					隣接する相手方の家屋に当た
					り、外壁及び屋根を損傷させ
					た。
平成20年5月7日	63,525円				平成20年3月26日午前9時30分
					頃、小学校校
					庭で学校行事として野球をし
					ていたところ、打球が高さ約7
					メートルの防球ネットを越
					え、同校に隣接する相手方の
					家屋に当たり、雨樋を損傷さ
					せた。